

令和4年10月5日

ワンキャンハウス株式会社 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



## 再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より令和4年6月28日付けのご回答を受領しました。

内容を確認しましたが、依然として問題が認められる条項がありますので、別紙のとおり改めて申入れをいたします。

敬具

<別 紙>

第1 再申入れ事項

1 「⑩保証の範囲」及び契約書末尾の記載

(1) 申入れの対象

<p>⑩保証の範囲</p> <p><u>保証が適用される以外は、お買い上げの犬（猫）の返品、交換、引き取りはいたしません。なお、保証の適用があっても、返品、返金はいたしません。</u></p> <p>.....</p> <p><u>当店が負える責任は契約書記載のものであり、それ以外は一切責任を負いません。</u></p>
---

(2) 申入れの趣旨

表題部分のうち、上記下線部分の削除ないし修正を求めます。

(3) 申入れの理由

上記下線部分は、その他の条項と合わせて読むと、修正前の契約書において「下記の保証以外の瑕疵担保責任は一切負いません」などとしていた条項と本質的に変わっておらず、消費者契約法の趣旨に照らし、同じ問題があります。

すなわち、一定の場合にのみ同価格程度の犬・猫との代替保証等を認めるほかは、契約不適合責任（改正前民法が適用される場合においては瑕疵担保責任）に基づく追完請求権、代金減額請求権、契約解除権の行使及び損害賠償請求権の行使を制限するというものですので、修正前の契約書と同様、追完請求権・代金減額請求権の制限については、消費者契約法10条により無効であり、契約解除権の行使を一切認めていない点については、貴社の債務不履行（契約不適合）により生じた消費者の解除権を放棄させるものであり、消費者契約法8条の2によって無効であり、さらに、損害賠償請求権の行使を制限する点については、貴社の債務不履行（契約不適合）により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除することとなる場合には、消費者契約法8条1項1号により無効です。

よって、本件表題の上記下線部分について、消費者契約法の趣旨にしたがって削除ないし修正することを求めます。

2 各論部分①

(1) 申入れの対象

①当店では以下の A. B. C のペット保証を行っております。

A 病死の場合

適切なワクチン接種を実施していたのにも関わらず、ご購入日より1年以内に病死した場合は同価格程度の犬（猫）と代替保証いたします。（ただし、獣医師の診断書が必要です。）

B 先天性障害の場合

ご購入日より3ヶ月以内に飼育上重大な支障をきたす先天性障害があった場合、獣医師の診断書に基づき同価格程度同価格程度（原文ママ）の犬（猫）と代替保証、又は購入価格の50%を限度に治療費を負担いたします。ただし幼少期治療が必要か判断が付きにくい生体や成長過程で判断する症状（別紙にて説明）は保証することはできません。

C 門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の場合

ご購入日より3ヶ月以内に門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の発病があった場合、獣医師の診断書に基づき同価格程度の犬（猫）と代替保証、又は購入価格の50%を限度に治療費を負担いたします。

(2) 申入れの趣旨

①の修正又は削除を求めます。

(3) 申入れの理由

これらの規定は、買主の追完請求権行使の期間及び回数については当法人の申入れの趣旨を反映していただきましたが、依然として、以下の問題があります。

すなわち、この規定は、上記⑩及び契約書末尾の記載と合わせて読むと、貴社の債務不履行（契約不適合）によってペットが病死した場合について、代替保証（交換）のみ認めるにとどまり、契約解除権を放棄させるものである点で消費者契約法8条の2によって無効です。

以上のとおり、なおも契約解除権を放棄させている点が問題ですので、消費者契約法の趣旨にしたがって削除又は修正してください。

3 各論部分③

(1) 申入れの対象

③下記の事項につきましては保証の適用ではありません。

.....

4. 第三者に生体を譲渡した場合

.....

6. 獣医師が作成した、明らかに当店が起因となる疾病と証明した診断書ならびに治療明細書の提出がない場合

<u>7. 診断書代金・飼育費・用品代・交通費・人件費・美容代・ワクチン代・埋葬費等の諸経費</u> ..... <u>10. 犬（猫）の病気が人や他のペットに伝染した場合に生じた治療費などの損害の賠償</u>
---

(2) 申入れの趣旨

③の4、6、7、10の削除ないし修正を求めます。

(3) 申入れの理由

これらの規定は申入書記載のとおり消費者契約法の規定に照らし重大な問題がありますが、何ら修正されていません。改めて、削除するか、あるいは、貴社に何ら帰責事由がない場合に限る趣旨であることを明示するなどして、消費者契約法の趣旨にしたがって修正することを求めます。

以上